

十九 第 57 条の 9 (中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(実質的に債権とみられないものの簡便計算)</p> <p>57 の 9-2 ……………平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで…… ……………各事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当 該連結事業年度) ……………</p>	<p>(実質的に債権とみられないものの簡便計算)</p> <p>57 の 9-2 ……………平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日まで…… ……………各事業年度……………</p>

二十 第 61 条 (国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 61 条</u> (国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例) 関係</p> <p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p><u>61-1</u> 措置法令第 37 条第 3 項…………… ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</p> <p><u>61-2</u> ……………</p> <p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p><u>61-3</u> 措置法第 61 条第 3 項……………</p>	<p><u>第 60 条の 2</u> (国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例) 関係</p> <p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p><u>60 の 2-1</u> 措置法令第 36 条の 2 第 3 項…………… ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</p> <p><u>60 の 2-2</u> ……………</p> <p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p><u>60 の 2-3</u> 措置法第 60 条の 2 第 3 項……………</p>

二十一 旧第 61 条（認定研究開発事業法人等の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>第 5 章の 3 認定研究開発事業法人等の課税の特例</p>
(廃 止)	<p>第 61 条（認定研究開発事業法人等の課税の特例）関係</p>
(廃 止)	<p><u>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</u></p>
	<p>61-1 措置法令第 37 条第 1 項に規定する軽減対象所得金額（以下「軽減対象所得金額」という。）を計算する場合の益金の額は、措置法令第 61 条第 1 項に規定する研究開発事業又は統括事業（以下「研究開発事業等」という。）に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。</p> <p><u>ただし、貸倒引当金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において軽減対象所得金額（措置法令第 39 条の 90 の 3 第 1 項に規定する軽減対象連結所得金額を含む。）の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</u></p> <p>(1) <u>国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額</u></p> <p>(2) <u>固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額</u></p> <p>(3) <u>受取配当金、受取利子等の営業外収益の額</u></p>
(廃 止)	<p><u>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</u></p> <p>61-2 軽減対象所得金額を計算する場合の損金の額は、研究開発事業等に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>(1) <u>棚卸資産の評価換えによる損失の額</u></p> <p>(2) <u>減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</u></p> <p>(3) <u>減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）</u></p> <p><u>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</u></p> <p><u>61-3 措置法第 61 条第 2 項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、60-6 の取扱いを準用する。</u></p>

二十二 第 61 条の 3 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供されているものに該当しない機械の貸与)</p> <p>61 の 3-3 ……<u>措置法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定農業用機械等</u>……………<u>特定農業用機械等</u>について<u>同項</u>……………</p>	<p>(貸付けの用に供されているものに該当しない機械の貸与)</p> <p>61 の 3-3 ……<u>機械その他の減価償却資産</u>……………<u>機械その他の減価償却資産</u>について<u>措置法第 61 条の 3 第 1 項</u>……………</p>

二十三 第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62 の 3(5)-21 ……<u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 2 号イ</u>……………</p> <p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p>	<p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62 の 3(5)-21 ……<u>措置法規則第 21 条の 19 第 9 項第 2 号イ</u>……………</p> <p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>62 の 3(5)－32 <u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(1)</u>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(1)</u>……………</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62 の 3(5)－33 <u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(2)</u>……………都道府県知事 (<u>地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、当該指定都市の長</u>)から<u>国土利用計画法</u>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(2)</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>62 の 3(6)－12 ……………</p> <p>……………<u>第 10 項各号</u>……………</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>62 の 3(6)－13 ……………</p> <p>……………<u>第 10 項各号</u>……………</p>	<p>62 の 3(5)－32 <u>措置法規則第 21 条の 19 第 9 項第 1 号イ(1)</u>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 9 項第 1 号イ(1)</u>……………</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62 の 3(5)－33 <u>措置法規則第 21 条の 19 第 9 項第 1 号イ(2)</u>……………都道府県知事から<u>同法</u>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 9 項第 1 号イ(2)</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>62 の 3(6)－12 ……………</p> <p>……………<u>第 9 項各号</u>……………</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>62 の 3(6)－13 ……………</p> <p>……………<u>第 9 項各号</u>……………</p>

二十四 第 64 条～第 65 条の 2 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前																																								
<p>(借地権等の価額が 10 分の 5 以上となるかどうかの判定)</p> <p>64(1)－8 ……………</p> <p><u>㉔ 当該起業者から交付を受けた対価補償金の額が令第 138 条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる借地権又は地役権の設定に係るものである場合には、「当該起業者から交付を受けた対価補償金の額」を同号イ又はロの「当該直前におけるその土地の価額から当該直後におけるその土地の価額を控除した残額」として同号の割合を計算し 10 分の 5 以上であるかどうかを判定して差し支えない。</u></p>	<p>(借地権等の価額が 10 分の 5 以上となるかどうかの判定)</p> <p>64(1)－8 ……………</p>																																								
<p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>64(3)－6 ……………</p> <p>……………措置法第 46 条及び第 68 条の 31……………</p>	<p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>64(3)－6 ……………</p> <p>……………措置法第 46 条、<u>第 46 条の 2</u>、第 68 条の 31 及び第 68 条の 32……………</p>																																								
<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>64(3)－14 ……………</p> <p>……………措置法第 46 条……………</p>	<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>64(3)－14 ……………</p> <p>……………措置法第 46 条及び<u>第 46 条の 2</u>……………</p>																																								
<p>(収用証明書の区分一覧表)</p> <p>64(4)－1 ……………</p> <p style="text-align: center;">別表 1 収用証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>※ 1 ……………</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………<u>48 の 3</u>……………</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 2 ……………</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	①	……………	……………	……………	※ 1 ……………	②	……………	……………	……………	…………… <u>48 の 3</u> ……………					※ 2 ……………	<p>(収用証明書の区分一覧表)</p> <p>64(4)－1 ……………</p> <p style="text-align: center;">別表 1 収用証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>※ 1 ……………</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………</td> <td>……………<u>48 の 2</u>……………</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 2 ……………</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	①	……………	……………	……………	※ 1 ……………	②	……………	……………	……………	…………… <u>48 の 2</u> ……………					※ 2 ……………
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																																					
①	……………	……………	……………	※ 1 ……………																																					
②	……………	……………	……………	…………… <u>48 の 3</u> ……………																																					
				※ 2 ……………																																					
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																																					
①	……………	……………	……………	※ 1 ……………																																					
②	……………	……………	……………	…………… <u>48 の 2</u> ……………																																					
				※ 2 ……………																																					

改 正 後					改 正 前					
③				※1 ……(48の3)…… ※2	③				※1 ……(48の2)…… ※2	
(30の2) ……(第27号の 2の一部)					(30の2) ……(第27号の 2)					
(48の3) 都市計画法 第11条第1項第12 号に掲げる一団地 の復興再生拠点市 街地形成施設の整 備に関する事業に 必要な土地で当該 事業の用に供され るもの及び当該土 地の上に存する資 産が買い取られた 場合(※)	(イ) 当該土地及 び資産が当該 事業の用に供 される土地及 び当該土地の 上に存する資 産である旨の 証明 (ロ) 当該土地及 び資産が当該 事業に係る一 団地の復興再 生拠点市街地 形成施設につ いて同条第2 項の規定によ り都市計画に 定められた区 域内にある土 地及び当該土 地の上に存す る資産である 旨の証明 (代行買収(45の2)の「備 考」欄の※4 参照)の場合 にあっては、	国土交通大臣 (当該事業の 施行者が市町 村である場合 には、福島県 知事)	措置法64 条1項2 号、65条 1項1号 措置法規 則14条5 項4号の 9	※ 施行者は、国 又は地方公共団 体である。	(新設)					

改 正 後					改 正 前				
		当該代行買収 を行う者の名 称及び所在地 の記載がある もの)							
⑤0	⑤0
(イ) ……若しくは……共 有持分又は施設建築 敷地若しくは施設建 築物に関する権利… …	……いずれかに 該当する……			(イ) ……又は……共有持 分……	……二に該当す る……		
(ロ)				(ロ)			
(ハ)				(ハ)			
(ニ) ……給付（当該給付 が同法第 118 条の 25 の 2 第 1 項の規定に より定められた管理 処分計画において定 められたものである 場合には、施設建築 敷地又は施設建築物 に関する権利の給 付）……				(ニ) ……給付……			
(ホ) ……第 118 条の 24（ 同法第 118 条の 25 の 2 第 3 項の規定によ り読み替えて適用さ れる場合を含む。） ……				(ホ) ……第 118 条の 24… …			
(ヘ) ……施設建築物の一 部（施設建築物に関 する権利を含む。）				(ヘ) ……施設建築物の一 部を取得する権利に 基づき施設建築物の			

改 正 後					改 正 前				
を……当該施設建築物の一部を取得する権利					一部を……当該権利				
(ト) ……建築施設の部分（施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。）を……当該建築施設の部分の給付を受ける権利					(ト) ……建築施設の部分を <u>取得する権利に基づき</u> 建築施設の部分を……当該権利				
50の2 ……					50の2 ……				
(イ) ……共有持分若しくは……使用収益権又は防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利若しくは個別利用区内の宅地に関する権利					(イ) ……共有持分又は……使用収益権……				
(ロ) ……					(ロ) ……				
(ハ) ……					(ハ) ……				
(ニ) ……					(ニ) ……				
(ホ) ……防災施設建築物の一部（防災施設建築物に関する権利を含む。）を……当該防災施設建築物の一部を取得する権利					(ホ) ……防災施設建築物の一部を取得する権利に基づき防災施設建築物の一部を……当該権利				
64 …… ※ …… 48の3 ……					64 …… ※ …… 48の2 ……				

改 正 後	改 正 前
<p>(代行買収の要件)</p> <p>64(4)－2 ……………措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から<u>第 4 号の 2</u>まで ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>	<p>(代行買収の要件)</p> <p>64(4)－2 ……………措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から<u>第 4 号の 3</u>まで ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>

二十五 第 65 条の 2 ((収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(収用等の場合の課税の特例相互間の適用関係)	(収用等の場合の課税の特例相互間の適用関係)
65 の 2-1	65 の 2-1
<p>(1) 措置法第 65 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、その譲渡した資産のうち、換地処分等により取得するこれらの号に規定する資産に対応する部分^注</p>	<p>(1) 措置法第 65 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、その譲渡した資産のうち、換地処分等により取得するこれらの号に規定する資産に対応する部分</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 圧縮記帳の特例 (措置法 65①⑦⑧⑨) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 圧縮記帳の特例 (措置法 65①⑦⑧⑨) </div>
<p>(2) 収用換地等により譲渡した資産のうち (1) 以外のもの</p> <p style="text-align: center;">法人の選択により</p> <p>A 当該事業年度のうち同一の年中に収用換地等により譲渡した全ての資産 (1) に該当するものを除く。) について圧縮記帳等の特例の適用を受けない場合</p> <p style="margin-left: 20px;">5,000 万円損金算入の特例の適用が受けられる要件を満たしている資産</p> <p style="margin-left: 20px;">その他の資産</p> <p style="margin-left: 20px;">特例の適用なし</p> <p>B 当該事業年度のうち同一の年中に収用換地等により譲渡した資産 (1) に該当するものを除く。) の全部又は一部について圧縮記帳等の特例の適用を受ける場合</p> <p style="margin-left: 20px;">収用換地等により取得した補償金等</p> <p style="margin-left: 40px;">代替資産を取得し圧縮記帳等の特例を選択した部分</p> <p style="margin-left: 40px;">その他の部分</p> <p style="margin-left: 40px;">特例の適用なし</p> <p style="margin-left: 20px;">換地処分等による交換取得資産</p>	<p>(2) 収用換地等により譲渡した資産のうち (1) 以外のもの</p> <p style="text-align: center;">法人の選択により</p> <p>A 当該事業年度のうち同一の年中に収用換地等により譲渡したすべての資産 (1) に該当するものを除く。) について圧縮記帳等の特例の適用を受けない場合</p> <p style="margin-left: 20px;">5,000 万円損金算入の特例の適用が受けられる要件を満たしている資産</p> <p style="margin-left: 20px;">その他の資産</p> <p style="margin-left: 20px;">特例の適用なし</p> <p>B 当該事業年度のうち同一の年中に収用換地等により譲渡した資産 (1) に該当するものを除く。) の全部又は一部について圧縮記帳等の特例の適用を受ける場合</p> <p style="margin-left: 20px;">収用換地等により取得した補償金等</p> <p style="margin-left: 40px;">代替資産を取得し圧縮記帳等の特例を選択した部分</p> <p style="margin-left: 40px;">その他の部分</p> <p style="margin-left: 40px;">特例の適用なし</p> <p style="margin-left: 20px;">換地処分等による交換取得資産</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 5,000 万円損金算入の特例 (措置法 65 の 2) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 5,000 万円損金算入の特例 (措置法 65 の 2) </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 圧縮記帳等の特例 (措置法 64、64 の 2、65③) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 圧縮記帳等の特例 (措置法 64、64 の 2、65③) </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 圧縮記帳の特例 (措置法 65①) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 圧縮記帳の特例 (措置法 65①) </div>
<p>^注 措置法第 65 条第 7 項から第 9 項までの規定により換地処分等による譲渡があったものとみなされる資産を含む。</p>	

改 正 後	改 正 前
(代行買収における証明書の発行者) 65の2-13 ……措置法規則第14条第5項第2号から第4号の2まで ……措置法規則第14条第5項第2号から第4号の2まで…… ……	(代行買収における証明書の発行者) 65の2-13 ……措置法規則第14条第5項第2号から第4号の3まで ……措置法規則第14条第5項第2号から第4号の3まで…… ……

二十六 第65条の4(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前																																																																																										
(2以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第65条の3との適用関係) 65の4-11 措置法第65条の4第1項第1号及び第6号から第11号まで…… ……	(2以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第65条の3との適用関係) 65の4-11 措置法第65条の4第1項第1号、第4号及び第6号から第8号まで ……																																																																																										
(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表) 65の4-17 ……	(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表) 65の4-17 ……																																																																																										
別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表	別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>……平成29年12月31日……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(イ) ……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ロ) ……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ハ) ……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ニ) ……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ホ) ……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ヘ) ……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3の2</td> <td>……平成29年12月31日……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	③	……平成29年12月31日……					(イ) ……					(ロ) ……					(ハ) ……					(ニ) ……					(ホ) ……					(ヘ) ……				3の2	……平成29年12月31日……				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>……平成26年12月31日……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(イ) ……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ロ) ……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ハ) ……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ニ) ……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ホ) ……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ヘ) ……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3の2</td> <td>……平成26年12月31日……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	③	……平成26年12月31日……					(イ) ……					(ロ) ……					(ハ) ……					(ニ) ……					(ホ) ……					(ヘ) ……				3の2	……平成26年12月31日……			
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																																																																																							
③	……平成29年12月31日……																																																																																										
	(イ) ……																																																																																										
	(ロ) ……																																																																																										
	(ハ) ……																																																																																										
	(ニ) ……																																																																																										
	(ホ) ……																																																																																										
	(ヘ) ……																																																																																										
3の2	……平成29年12月31日……																																																																																										
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																																																																																							
③	……平成26年12月31日……																																																																																										
	(イ) ……																																																																																										
	(ロ) ……																																																																																										
	(ハ) ……																																																																																										
	(ニ) ……																																																																																										
	(ホ) ……																																																																																										
	(ヘ) ……																																																																																										
3の2	……平成26年12月31日……																																																																																										

改 正 後					改 正 前				
(イ) ……………					(イ) ……………				
(ロ) ……………					(ロ) ……………				
(ハ) ……………					(ハ) ……………				
<hr/>					<hr/>				
⑱ ……………		都道府県知事 (指定都市に あつては、そ の長)			⑱ ……………		都道府県知事		
<hr/>					<hr/>				
⑳ ……………					⑳ ……………				
(イ) ……………			措置法規則 22条の5		(イ) ……………			措置法規則 22条の5	
(ロ) ……………			1項25号、		(ロ) ……………			1項25号	
(ハ) ……………			21項		(ハ) ……………				
(ニ) ……………					(ニ) ……………				
(ホ) ……………					(ホ) ……………				
(ハ) 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する 法律第2条第 1項第1号から 第3号まで又は 第5号……					(ハ) 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する 法律第2条第 1項第1号から 第5号まで……				
㉑ ……マンション の建替え等の円滑 化に関する法律(以 下「 <u>22の2</u> 」までにお いて「マンション建 替円滑化法」とい う。)……とき、又 は……					㉑ ……マンション の建替え等の円滑 化に関する法律(以 下「マンション建替 円滑化法」という。)……とき又は……				
㉒の2 建築物の耐 震改修の促進に関 する法律第5条第 3項第2号に規定 する通行障害既存 耐震不適格建築物	当該マンション 敷地売却事業に 係る決議要除却 認定マンション が当該通行障害 既存耐震不適格	マンション敷 地売却事業を 実施する者	措置法65条 の4 1項 22号の2 措置法規則 22条の5 1項27号	※1 「通行障害 既存耐震不適格 建築物」は、建 築物の耐震改修 の促進に関する 法律第7条第2	(新 設)				

改 正 後					改 正 前				
<p>(※1) に該当するマンション建替円滑化法第109条第1項に規定する決議要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につき同法第2条第1項第9号に規定するマンション敷地売却事業(※2)が実施された場合において、当該土地等に係る同法第141条第1項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画(同法第145条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの)に基づき同法第151条の規定による同法第142条第1項第3号の分配金を取得するとき、又は当該土地等が同法第124条第1項の請求により買い取られたとき</p>	<p>建築物に該当すること、当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替円滑化法第113条に規定する認定買受計画に同法第2条第1項第1号に規定するマンションに関する事項の記載があること及び当該記載がされた当該マンションが新たに建築されることにつき都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)の証明を受けた旨並びに当該分配金が当該土地等に係る分配金取得計画に基づき支払ったものである旨又は当該土地等を当該請求により買い取ったものである旨を証する書類</p>			<p>号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。</p> <p>※2 「マンション敷地売却事業」は、当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替円滑化法第113条に規定する認定買受計画に、決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第2条第1項第1号に規定するマンションに関する事項の記載があるものに限る。</p>					
<p>⑳ ……鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律……</p>	<p>(イ) …… (ロ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正</p>		<p>措置法規則 22条の5 1項28号</p>		<p>⑳ ……鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律……</p>	<p>(イ) …… (ロ) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する</p>		<p>措置法規則 22条の5 1項27号</p>	

改 正 後					改 正 前				
	化に関する法律…… A …………… B ……………					法律…… A …………… B ……………			
②4	……………	……………	措置法規則 22条の5 1項29号	……………	②4	……………	……………	措置法規則 22条の5 1項28号	……………
②5	……………	……………	措置法規則 22条の5 1項30号	……………	②5	……………	……………	措置法規則 22条の5 1項29号	……………

二十七 第 65 条の 7 ～ 第 65 条の 9 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係)

改 正 後		改 正 前	
(贈与による譲渡等があったものとされる場合の適用除外)		(贈与による譲渡等があったものとされる場合の適用除外)	
65 の 7 (1) - 4 ……………措置法第 65 条の 7 第 16 項……………		65 の 7 (1) - 4 ……………措置法第 65 条の 7 第 15 項……………	
(1) ……………		(1) ……………	
(2) ……………		(2) ……………	
(註) ……………		(註) ……………	
(差益割合の計算)		(差益割合の計算)	
65 の 7 (3) - 1 措置法第 65 条の 7 第 16 項第 4 号……………		65 の 7 (3) - 1 措置法第 65 条の 7 第 15 項第 4 号……………	
(1) ……………		(1) ……………	
(2) ……………		(2) ……………	
(3) ……………		(3) ……………	
(註) ……………		(註) ……………	

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡資産の譲渡に要する経費の範囲)</p> <p>65 の 7(3)－5 <u>措置法第 65 条の 7 第 16 項第 4 号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(譲渡に伴う取壊し損失)</p> <p>65 の 7(3)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 65 条の 7 第 16 項第 4 号</u>……………</p> <p>(譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額)</p> <p>65 の 7(3)－7 ……………</p> <p>……………<u>同条第 16 項第 3 号</u>……………<u>確定申告書等</u>……………</p> <p>…</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>65 の 7(3)－11 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 46 条</u>……………</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3)－12 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 10 から第 42 条の 12 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 5、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 2 から第 48 条まで</u>……………</p>	<p>(譲渡資産の譲渡に要する経費の範囲)</p> <p>65 の 7(3)－5 <u>措置法第 65 条の 7 第 15 項第 4 号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(譲渡に伴う取壊し損失)</p> <p>65 の 7(3)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 65 条の 7 第 15 項第 4 号</u>……………</p> <p>(譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額)</p> <p>65 の 7(3)－7 ……………</p> <p>……………<u>同条第 15 項第 3 号</u>……………<u>申告書</u>……………</p> <p>…</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>65 の 7(3)－11 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 46 条及び第 46 条の 2</u>……………</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3)－12 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 10、第 42 条の 11、第 42 条の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 5、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 3 から第 48 条まで</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 措置法第45条第2項及び第47条から第48条まで……………<u>供用期間</u> の末日……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65の7(3)－13 ……………</p> <p>……………措置法第42条の5、第42条の6、<u>第42条の9から第42条の12まで</u>、第42条の12の3、第42条の12の5、第43条から第44条まで、第44条の3から第45条の2まで及び<u>第46条の2</u>から第48条まで……………</p> <p>…</p>	<p>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 措置法第45条第2項及び<u>第46条の3</u>から第48条まで……………<u>期間</u> の末日……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65の7(3)－13 ……………</p> <p>……………措置法第42条の5、第42条の6、<u>第42条の9、第42条の10、第42条の11、第42条の12の2</u>、第42条の12の3、第42条の12の5、第43条から第44条まで、第44条の3から第45条の2まで及び<u>第46条の3</u>から第48条まで……………</p>

二十八 第66条の6～第66条の9（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(被統括会社の事業を行うに必要と認められる者)</p> <p>66の6－17の2 ……………</p> <p>……………<u>法人</u>……………<u>法人</u>……………</p> <p>(剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日)</p> <p>66の6－18の3 ……………</p> <p>……………基本通達2－1－27の(1)<u>及び(2)</u>……………剰余金の配当</p>	<p>(被統括会社の事業を行うに必要と認められる者)</p> <p>66の6－17の2 ……………</p> <p>……………<u>外国法人</u>……………<u>外国法人</u>……………</p> <p>(剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日)</p> <p>66の6－18の3 ……………</p> <p>……………基本通達2－1－27の(1)……………剰余金の配当等の額</p>

改 正 後	改 正 前
<p>等の額 (……) の支払……………同通達の(5)のイ……………同通達の(5)のハ……………</p> <p>……………</p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>66の6-19 措置法第66条の6第7項……………同条第3項……………</p> <p>(部分適用対象金額に係る適用除外に該当することの証明)</p> <p>66の6-19の2 措置法第66条の6第7項……………同条第5項……………</p> <p>……………</p> <p>(統括会社に該当することの証明)</p> <p>66の6-19の3 措置法第66条の6第9項……………同条第7項……………</p> <p>……………同条第3項……………統括業務……………資料……………</p> <p>(統括業務の基となる契約に係る書類の写し)</p> <p>66の6-19の4 措置法規則第22条の11第5項……………</p>	<p>の支払……………同通達の(4)のイ……………同通達の(4)のハ……………</p> <p>……………</p> <p>……………</p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>66の6-19 措置法令第39条の17の2第22項……………措置法第66条の6第3項……………</p> <p>(部分適用対象金額に係る適用除外に該当することの証明)</p> <p>66の6-19の2 措置法令第39条の17の2第22項……………措置法第66条の6第5項……………</p> <p>……………</p> <p>(統括会社に該当することの証明)</p> <p>66の6-19の3 措置法令第39条の17の2第23項……………同条第22項……………</p> <p>……………措置法第66条の6第3項……………前条第1項に規定する統括業務……………資料(同項の契約に係る書類の写しを含む。)……………</p> <p>……………</p> <p>(統括業務の基となる契約に係る書類の写し)</p> <p>66の6-19の4 措置法令第39条の17の2第23項により読み替えて適用される同条第22項……………</p>

二十九 第 66 条の 10 (技術研究組合の所得の計算の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(圧縮記帳をすることができる試験研究用固定資産の範囲)</u></p> <p>66 の 10-2 措置法第 66 条の 10 第 1 項に規定する「試験研究の用に直接供する固定資産」とは、同項に規定する固定資産でこれを直接使用して試験研究を行うもの、専ら試験研究の用に供される研究所等の建物、当該建物の敷地の用に供される土地等及び当該建物に設備されるじゅう器・備品をいうものとし、事務所（研究所等の建物の一部分を事務所に充てている場合における当該事務所を除く。）及び寄宿舎等の厚生施設等は、これに含まれないことに取り扱う。</p>

三十 第 67 条の 6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 67 条の 6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>(名義が異なる特定株式投資信託の収益の分配)</p> <p>67 の 6-1 基本通達 3-1-1 の取扱いは、措置法第 67 条の 6 第 1 項に規定する特定株式投資信託 (以下「特定株式投資信託」という。) ……………</p> <p>(受益権の銘柄)</p> <p>67 の 6-2 措置法第 67 条の 6 第 1 項の規定により読み替えられた法第 23 条第 2 項の規定を適用する場合の特定株式投資信託の受益権の銘柄の区分は、ユニット型の特定株式投資信託の受益権についてはその設定の回ごとに、オープン型の特定株式投資信託の受益権についてはその信託ごとに行うものとする。</p>	<p>第 67 条の 6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>(名義登録を失念した場合等の特定株式投資信託の収益の分配)</p> <p>67 の 6-1 基本通達 3-1-1 及び 3-1-2 の本文の取扱いは、措置法第 67 条の 6 に規定する特定株式投資信託……………</p> <p>(新 設)</p>

三十一 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第148号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年財務省令第30号)をいう。)</u>による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</p>	<p>(新 設)</p>